

○雨竜町空地・空き家バンク制度要綱

令和元年11月26日

訓令第21号

(目的)

第1条 この要綱は、雨竜町内における空き家等のストック活用を円滑に進めることで、管理不全となる空地・空き家の発生を防止し、空地・空き家の有効活用を図るとともに、本町への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、町内に所在する建物その他の工作物で、居住その他の用途で使用されていない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）状態にあるものをいう。
- (2) 空地とは、町内にある住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定を含む。）をいう。
- (3) 所有者とは、空き家又は空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権原により当該空き家等の売却又は賃借等を行うことのできる者をいう。
- (4) 利用希望者とは、本町への定住等を目的に、空き家等を購入若しくは賃借を希望する者をいう。
- (5) 空地・空き家バンクとは、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空地・空き家バンク以外による、空き家等の取引を妨げるものではない。

(空地・空き家バンクへの登録の申込み等)

第4条 空地・空き家バンクに登録しようとする所有者は、空地・空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、当該空き家等の情報を空地・空き家バンク物件台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家等が各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 所有者等が暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるもの
- (3) 所有者又は所有者と同一世帯に属する者が、本町の町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅等使用料及び上下水道使用料等の公共料金を滞納しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が空地・空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空地・空き家バンク登録決定通知書（別記様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録をしていない空き家等で、空地・空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対し同制度による登録を勧めることができる。

5 町長は、第2項各号のいずれかに該当するため、登録しないことを決定したときは、空地・空き家バンク不登録決定通知書（別記様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者は、当該登録の内容に変更があったときは、空地・空き家バンク登録事項変更届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空地・空き家バンク登録を取り消すことができる。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権原に異動があったとき。
- (2) 空地・空き家バンク登録から2年（空地については3年）を経過したとき。
- (3) 空地・空き家バンク登録取消届出書（別記様式第5号）の提出があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空地・空き家バンク登録取消通

知（別記様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

- 3 当該登録者は、前条第2号の規定により登録を取り消された者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

（登録情報の公開・提供）

第7条 町長は、必要に応じて空地・空き家バンク物件台帳に登録された情報を町のホームページ等において公開し、利用を希望する者に提供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報についてはこの限りではない。

（利用の申込み等）

第8条 空き家等の利用を希望する者は、空地・空き家バンク利用申込書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合、その申込みの内容を当該登録者に通知するとともに利用希望者に登録事項を必要な範囲内で提供するものとする。
- 3 空き家等に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき、登録者は当該契約書の写しを添付し、空地・空き家バンク契約締結報告書（別記様式第8号）により町長に報告しなければならない。

（登録者と利用希望者との交渉等）

第9条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

（秘密の保持）

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月27日から施行する。

空地・空き家バンク登録申込書

年 月 日

雨竜町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

委任業者 住 所
会社名及び代表者名 印
電話番号

私は、雨竜町空地・空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり下記物件について登録を申込します。

また、登録を申し込みする情報については、雨竜町ホームページ等での公開に同意するとともに、万が一トラブルが発生した場合は、当事者間で解決をすることとし、雨竜町の責任は問わないことといたします。

登 録 物 件	<input type="checkbox"/> 土地及び住宅 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> アパート（名称： ） <input type="checkbox"/> 店舗	
登 録 状 況	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再登録	
空き家等の所在地	雨竜町字	
空地・ 空き家概要	建 物 構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）
	延床面積	m ² （ ）坪
	間 取 り	LDK（1階： 2階： ）
	建築年月日	年 月
	宅 地 面 積	m ² （ ）坪 【間口： 側（間口： m 奥行： m）】
	付 帯 物 件	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 納屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ペ ッ ト	<input type="checkbox"/> 可（条件： ） <input type="checkbox"/> 否 ※賃貸の場合に記入	
空き家になった時期	年 月	
土地等に係る法規制状況		
の ア パ ー ト 条 件	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有（条件： ） <input type="checkbox"/> 無
	ペ ッ ト	<input type="checkbox"/> 可（条件： ） <input type="checkbox"/> 否
	そ の 他	
賃貸・売買価格 （税抜価格） ※どちらとも可能な場合は、両 方に記入してください。	<input type="checkbox"/> 賃貸希望（希望賃料： 円/月） （共通経費： 円/月） <input type="checkbox"/> 敷金有（ か月分） <input type="checkbox"/> 敷金無 <input type="checkbox"/> 礼金有（ か月分） <input type="checkbox"/> 礼金無	
	<input type="checkbox"/> 売買希望【希望価格： 円】 内訳（土地価格： 円） （建物価格： 円） （付帯物件： 円） ※不動産業者に委任している場合 （仲介手数料： 円）	
	<input type="checkbox"/> そ の 他（ ）	
委任契約の内容	契約の種類：（ 年 月 日まで）	
希望する連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
ホームページに 掲載する連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者（Tel. ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 委託業者（Tel. ））	

(裏 面)

1 位置図 (別紙記載可)

2 間取り図等 (別紙記載可)

(留意事項)

- (1) 当該申込や売買手続きを不動産業者に委任している場合は、委任に関する契約書の写しを添付してください。
- (2) 書類審査、現地調査等により、空地・空き家バンクへの登録を決定しますので、登録申込の内容次第では、不登録決定とする場合があります。
- (3) 本町で登録決定前に当該不動産を確認した結果、改修が必要となった場合、登録内容の公表にあたり改修経費を算定することとなりますので、複数回の現地調査を行う場合があります。

別記様式第2号（第4条関係）

空地・空き家バンク登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

雨竜町長 印

年 月 日付けで申込のあった空地・空き家の情報については、次のとおり掲載することを決定しましたので、雨竜町空地・空き家バンク制度要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 登録番号 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 掲載期間 年 月 日

（※空き家は登録日から2年間、空地は3年とする。）

別記様式第3号（第4条関係）

空地・空き家バンク不登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

雨竜町長 印

年 月 日付けで申込のあった空地・空き家の情報については、次の理由により不登録とすることを決定しましたので、雨竜町空地・空き家バンク制度要綱第4条第5項の規定に基づき通知します。

記

- 1 審査結果 不登録
- 2 理 由

別記様式第4号（第5条関係）

空地・空き家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

雨竜町長 様

届出者 住 所
氏 名

年 月 日付け登録番号第 号で登録決定通知のあった不動産について、登録内容を変更したいので、次のとおり届出いたします。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容

変更項目	変更内容	
	変更前	変更後

別記様式第5号（第6条関係）

空地・空き家バンク登録取消届出書

年 月 日

雨竜町長 様

届出者 住 所
氏 名

年 月 日付け登録番号第 号で登録決定通知のあった不動産について、登録を
取り消したいので、次のとおり届出いたします。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由

別記様式第6号（第6条関係）

空地・空き家バンク登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

雨竜町長 印

登録番号第 号で登録のあった物件について、登録を取消したので、次のとおり通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由

別記様式第7号（第8条関係）

空地・空き家バンク利用申込書

年 月 日

雨竜町長 様

申込者 住 所
氏 名 印

雨竜町空地・空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申込します。

当該制度により得られた情報は、私自身が利用し、他の目的には一切利用しません。

また、申込書の内容の一部または、全部を所有者等の求めに応じて提供することを承諾します。

記

項 目	内 容	
申 込 者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	電 話	
	携 帯	
	F A X	
	電子メール	
家 族 構 成	氏 名	続 柄
契約希望物件		
利 用 目 的		
そ の 他		

別記様式第8号（第8条関係）

空地・空き家バンク契約締結報告書

年 月 日

雨竜町長 様

申込者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け第 号で登録完了通知のあった物件について、契約を締結したので、次のとおり報告します。

記

項 目	内 容
登録物件・番号	<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空地 <input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 土地付き <input type="checkbox"/> 借地） <input type="checkbox"/> 店舗（ <input type="checkbox"/> 土地付き <input type="checkbox"/> 借地） 登録番号 第 号
所 在 地	
売買・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸
契 約 価 格	売買 円 賃貸 円/月
契 約 者 氏 名	甲： 乙：
契 約 締 結 日	年 月 日
契 約 満 了 日	年 月 日 ※賃貸借契約の場合のみ記入
譲渡（入居）予定日	
備 考	

※ 契約書の写しを添付してください。